

中期行財政経営プラン

平成 29 年 3 月

和歌山県

第1 はじめに 1

第2 取組方針 3

- 1 「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための
取組フレーム … 3
 - (1) 人員体制 …… 3
 - (2) 財産管理 …… 4
 - (3) 財政運営 …… 5

- 2 「長期総合計画の実現」に向けた組織力向上のための
取組フレーム … 8
 - (1) 県庁の組織力を高め、引き出し、重点分野に投入 …… 8
 - ① 施策の重点化とスクラップ&ビルドの徹底 …… 9
 - ② 組織的・継続的な事務の見直し ……10
 - ③ 職員の育成 ……11

 - (2) 県庁以外の多様な主体との協働 ……12

- 3 基金・特別会計・外郭団体等の取組フレーム ……13

第3 おわりに 14

【資料1】基金・特別会計・外郭団体等の現状と対策等 ……15

【資料2】前プラン（新行財政改革推進プラン（改定版））の実績 …… 29

（参 考）収支見通し（H29～33年度）の試算の前提条件等 …… 33

第1 はじめに

和歌山県は全国よりも早い流れで人口減少が進み、今後何も対策を講じなければ 2060 年には 50 万人程度まで激減すると予測されています。また、情報通信技術などの技術革新や、経済社会のグローバル化、大規模災害の発生への対応等、変化する時代の状況に適切かつ迅速に対応する必要もあります。このため、新たな長期総合計画を策定しました。平成 29 年度からスタートする新たな長期総合計画で掲げた本県がめざす将来像「世界とつながる 愛着ある元気な和歌山～ 県民みんなが楽しく暮らすために～」を県民と共有し、重点施策を積極的に推進するなど県庁の総力を挙げてその実現に取り組む必要があります。

めざす将来像を実現する上で県庁は重要なプレイヤーの一つであり、その行財政基盤が将来にわたって持続可能であることは最低限の条件となります。

これまで、本県では、数次にわたる行財政改革推進プランに基づき、不断の行財政改革に取り組んできた結果、簡素で効率的な体制の構築や、財政状況の改善に着実な成果をあげてきました。

例えば、和歌山県の財政状況は、数次にわたる行財政改革推進プランの取組等を通じ着実に改善しており、平成 27 年度当初予算から 3 年連続で収支不足額をゼロとし、県の貯金ともいえる財政調整基金と県債管理基金（以下「財調・県債基金」という。）の残高 219 億円を確保しています。

しかしながら、今後、高齢化に伴い増嵩する社会保障関係経費や公共施設等の老朽化、さらには国の財政健全化に向けた動向による地方財政への影響などに対応していく必要があります。

この中期行財政経営プラン（以下「本プラン」という。）は、「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立するために、今後 5 年間（平成 29 年度～平成 33 年度）¹ の行財政運営の方向性を定めたものです。

¹ 長期総合計画の計画期間は 10 年間であるが、本プランは、国の財政運営の動向や今後の経済情勢などにより大きく左右される県の将来財政収支見通しを基に取組の方向性を位置付けたものであるため、精度等を勘案し、取組期間を中期的な 5 年とする。

本プランでは、3つの方針を定めています。

第1に、将来にわたる持続可能な行財政運営を確保するための取組フレームです。これは、今後、県庁が行政を進める上で持続可能性を確保するための最低限の条件となります。

第2に、長期総合計画の実現に向けた組織力向上のための取組フレームです。将来にわたる持続可能な行財政運営を確保するための取組フレームで示された限られたリソースの中で、長期総合計画を実現するためには、県庁の組織力を向上させる必要があります。

第3に、基金・特別会計・外郭団体等の取組フレームです。「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立するためには、基金・特別会計・外郭団体等が県庁の一般会計に大きな影響を与えないことが前提となります。

第1及び第3の方針は、これまでの行財政改革推進のためのプランと同様に、今後の行財政運営の目標となるものです。

第2の方針は、これまでの行財政改革推進のためのプランとは異なり、組織力の向上という県庁組織の経営に関わる部分について示しました。したがって、本プランは、「中期行財政経営プラン」と名付けることとしたところです。本プランは、県庁職員全体で共有し、「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」の両立を目指していきます。

第2 取組方針

1 「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための取組フレーム

「長期総合計画の実現」と「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」を両立させるためには、行財政運営の基盤となるヒト（人員体制）、モノ（財産管理）、カネ（財政運営）について、今後の行政需要やリスクなど予見しうる限りの事情を考慮し、将来への道筋を立て、毎年の行財政運営を計画的に実施していくことが必要です。

このため、各項目の今後5年間の取組フレームを次のとおり設定します。

(1) 人員体制

今後の人口減少等に伴う行政需要の変化や平成31年度の全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催、平成33年度の国民文化祭開催等に向けた大規模な人員需要にも適切に対応しつつ、業務効率化による更なる効率的な体制づくりを推進することにより、一般行政・公営企業等部門で3,700人を下回る体制をめざしていきます。

また、法令等により配置基準が示されている特別行政部門（教育・警察）と合わせ、全体では14,760人程度の体制を目標とします。

(単位:人)

部門	H28.4.1 職員数	プラン期間中 の削減目標数	H33.4.1 見込み
一般行政・公営企業等部門	3,746	▲ 50	3,696
特別行政部門(教育・警察)	11,324	▲ 255	11,069
合計	15,070	▲ 305	14,765

(注)特別行政部門の教職員及び警察官については、今後の法令等の改正に伴い、削減目標の変更が
あり得る。

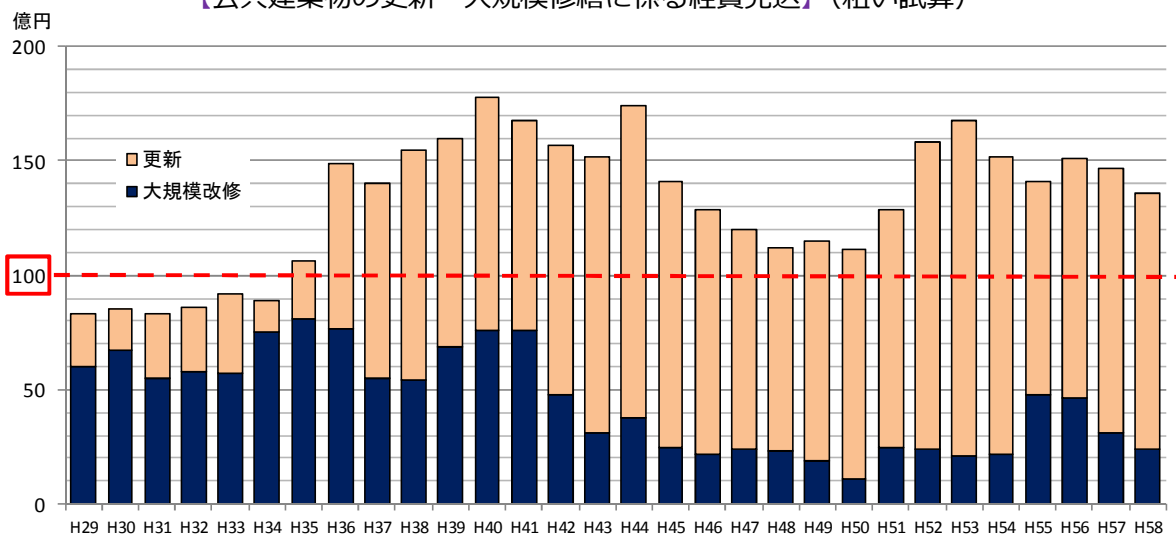
(2) 財産管理

高度経済成長期に数多く整備された県営住宅や県立学校などの公共建築物やインフラ施設について、近い将来、大規模修繕や更新のために多額の財政需要が発生することが想定されます。

これらについて、人口減少社会にふさわしい適正な規模を見通し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、県民が必要とする行政サービスを確保するため、和歌山県公共施設等総合管理計画及び平成 32 年度までに策定する個別施設計画に基づき、計画的な維持管理、大規模修繕、更新等を推進していきます。

特に、公共建築物については、役割が低下している施設のあり方検討などスリム化を推進し、現予算規模の単年度 100 億円を超える財政負担を抑制していきます。

【公共建築物の更新・大規模修繕に係る経費見込】(粗い試算)



〔更新・大規模修繕費用の試算方法〕

総務省から示されたソフトに基づく粗い試算額であり、実際の使用状況や損耗の状況、更新等の仕様などにより事業費は変動します。

〔試算の考え方〕

- (1)対象施設：すべての県有建築物（普通財産、廃止予定施設、小規模施設（延床面積 200㎡未満）、文化財を除く）
- (2)更新：建築後、60年経過時点で実施
- (3)大規模修繕：建築後、30年経過時点で実施
- (4)更新等費用：施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定

公共建築物の種別	更新時単価
行政、文化、社会教育系施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡
学校教育・保健福祉系施設	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡

※大規模修繕の単価は、左記更新時単価の6割で想定

(3) 財政運営

社会保障関係経費が増加する中、新たな施策の展開に求められる持続可能な財政運営を確保していくよう、人員体制の見直しや事業の見直し（スクラップ&ビルド等）による財源確保に全庁をあげて取り組むとともに、自然災害等不測の事態に備えるため財調・県債基金の残高を少なくとも 150 億円維持していきます。

【本プラン実行による財源確保と見通し】

(1) 人員体制の見直し	10 億円
(2) 事業の見直し（スクラップ&ビルド等）	70 億円
(3) 特定目的基金の有効活用	50 億円
計	130 億円

財源の確保を上記により実行することにより、本プラン最終年度である平成 33 年度までの収支見通しは次表のとおりとなります。その結果、平成 33 年度末において財調・県債基金を 150 億円維持できる見通しとなります。

なお、特定目的基金の有効活用については、「地域振興基金」や「県庁舎及び議会棟等整備基金（以下「整備基金」という。）」を財源対策として、その設置目的を踏まえ、積極的な活用を図ることとします。

「地域振興基金」については、市町村と共同して行う施設整備等の財源に活用し、また、「整備基金」については、耐震や防災対策工事などの財源対策として有効に活用すべく検討を進め、対象事業の選別を行っていきます。

■和歌山県 一般会計の収支見通し

(単位:億円)

	平成28年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	平成30年度 見込額	平成31年度 見込額	平成32年度 見込額	平成33年度 見込額
歳出 (A)	5,752	5,655	5,562	5,707	5,787	5,735
人件費	1,412	1,397	1,371	1,354	1,326	1,299
経常人件費	1,213	1,209	1,183	1,166	1,155	1,143
退職手当	161	149	149	149	133	117
公債費	727	776	752	784	794	817
投資的経費	1,155	1,026	1,026	1,144	1,142	1,031
その他支出	2,458	2,456	2,413	2,424	2,524	2,588
社会保障関係経費	589	603	621	642	672	696
歳入 (B)	5,654	5,582	5,470	5,590	5,676	5,653
県税	948	916	939	959	1,046	1,106
地方交付税・臨時財政対策債	1,901	1,917	1,901	1,902	1,909	1,943
国庫支出金	733	727	692	691	697	690
県債(臨財債・退手債・行革債を除く)	485	439	393	488	482	419
その他収入	1,587	1,583	1,545	1,550	1,542	1,495
退職手当債・行政改革推進債 発行前 の収支不足額(A-B)【1】	98	73	93	118	110	82
退職手当債 発行予定額【2】	47	36	38	40	25	11
行政改革推進債 発行予定額【3】	51	37	45	66	67	46
最終収支不足額【1-2-3】	0	0	10	12	19	24
財調・県債基金 年度末残高(見込)	219	219	208	196	177	153

※表示未満四捨五入の関係で、合計が一致しない箇所がある

以上の収支見通しに基づき、財政健全化法における財政健全化判断指標を推計すると、平成33年度までの間、早期健全化基準(注)を超えない見込みとなります。

■ 財政健全化判断4指標の推計

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
実質赤字比率	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	8.9%	8.8%	9.1%	10.1%	11.0%
将来負担比率	206.1%	210.1%	217.4%	223.0%	225.9%

(注) 実質赤字比率 早期健全化基準 : 3.75% 財政再生基準 : 5%
 連結実質赤字比率 早期健全化基準 : 8.75% 財政再生基準 : 15%
 実質公債費比率 早期健全化基準 : 25% 財政再生基準 : 35%
 将来負担比率 早期健全化基準 : 400% 財政再生基準 : なし

また、臨時財政対策債を除く県債残高は平成 33 年度末で 6,795 億円となり、平成 29 年度末と比べ 181 億円増加する見込みとなります。

県債のうち退職手当債等については、これまで取り組んできた人員削減等の実績により発行が認められるため、収支見通しにおいても財源対策として活用していますが、後年度の公債費負担を軽減し、財政構造の硬直化を防ぐ観点から、できるだけ発行を抑制するよう努めます。

■ 県債年度末残高の見込み

(単位:億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
県債 年度末残高見込	10,283	10,355	10,411	10,552	10,671	10,681
うち 臨時財政対策債除き	6,607	6,614	6,617	6,718	6,806	6,795

2 「長期総合計画の実現」に向けた組織力向上のための取組フレーム

「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保のための取組フレーム」を前提に、限られた行財政資源の中で長期総合計画を実現するため、県庁の組織力を向上させる必要があります。

そのために、次の2つの方針を示します。

第1に、県庁そのものに着目をして、県庁の組織力を高め、その持っている組織力を最大限引き出し、その組織力を重点分野に投入します。((1))

第2に、県庁だけでは長期総合計画の実現は困難であることに着目し、県庁が県庁以外の多様な主体と協働する力を伸ばしていきます。((2))

(1) 県庁の組織力を高め、引き出し、重点分野に投入

県庁の組織力を高め、引き出し、重点分野に投入するため、次に掲げる3つの取組を重点的に行います。

第1に、施策の企画・立案レベルの仕組みとして、施策を行うのか行わないのか、行うとしてもどこに重点化するのか、ということを決める取組です。(①)

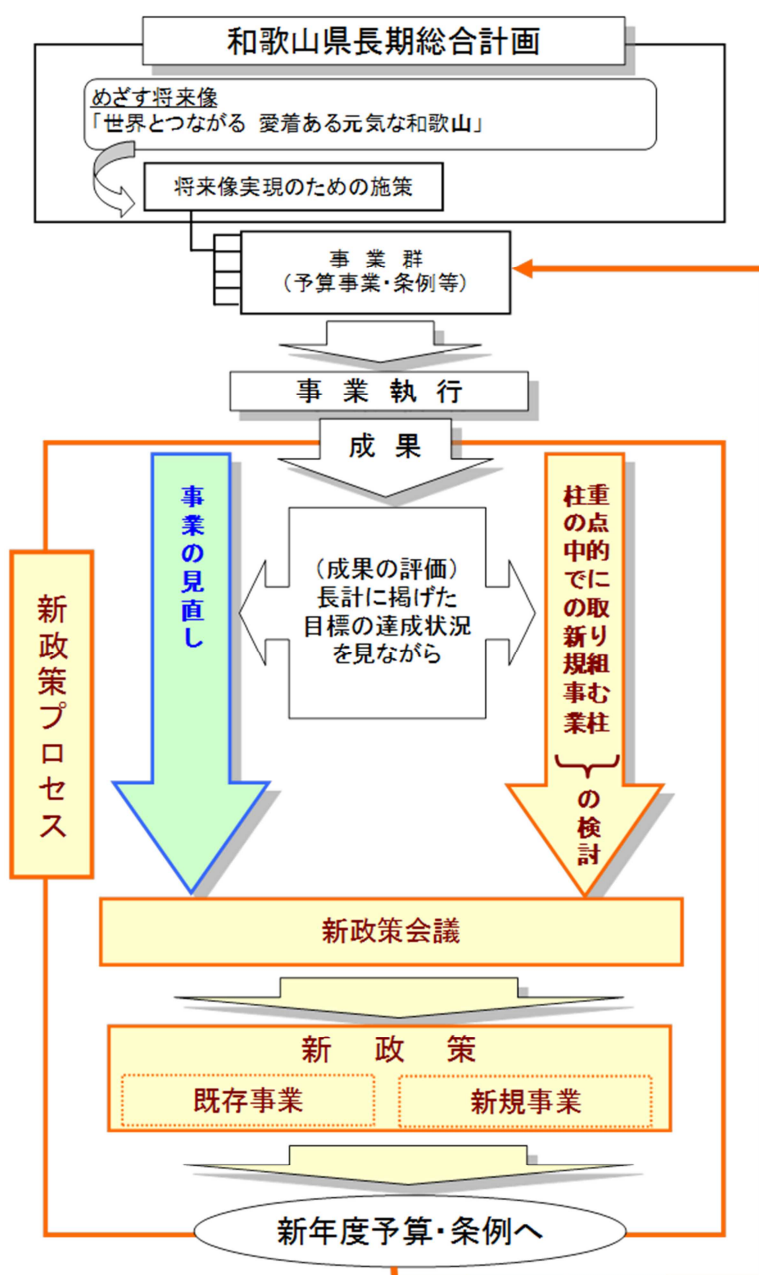
第2に、施策の実施レベルの仕組みとして、重点的に行うこととした事務や既存の事務を、いかに効率的かつ効果的に実施していくのか、ということを経営的・継続的に行う取組です。(②)

第3に、組織レベルの仕組みとして、第1及び第2の取組を支える人材の育成を進めるための取組です。(③)

① 施策の重点化とスクラップ＆ビルドの徹底

長期総合計画に掲げた将来像を実現していくため、計画に掲げた目標の達成度を注視しながら、毎年度、知事をトップにした新政策会議をプラットフォームにした「新政策プロセス」において施策を創出していきます。

「新政策プロセス」において、目標進捗状況を反映した施策の見直し、施策の重点化及びスクラップ＆ビルド機能の強化に取り組んでいきます。



② 組織的・継続的な事務の見直し

新政策そのものについても効率的かつ効果的に実施できるようにすることは当然の前提ですが、「新政策プロセス」で行うこととした新政策により多くの行財政資源を投入するためには、既存の事務の見直しに取り組まなければ、持続可能な行財政運営は困難となります。

特に、定型的な事務や内部管理事務、過度の人員を要している事務等については、優先的に見直しに取り組んでいきます。

見直しの実効性を高めるため、業務フローの作成（作成方法について標準化・共通化）等により業務の「見える化」や標準化を行います。

その上で、事務事業の改善・内部統制・技術活用（情報システム等）の観点から総合的に事務の見直しを実施していくものとします。

組織的・継続的な事務の見直しは、「やらされ感」を持って取り組むのではなく、職員一人ひとりが問題意識を持って自発的に行う組織文化を育むことを重視します。

このため、見直しに取り組む所属に対しては、行政改革課など専門性を持った部局が支援を実施することにより、見直しのための作業負担を軽減するとともに、見直しの組織的・継続的な実施の機運を高めていきます。

また、見直しにあたっては、全体的・画一的な取組は行わず、的を絞って、具体的な成果を狙うことにより、「小さな成功」を積み重ね、その取組の輪を拡大していくこととします。

③ 職員の育成

職員の数は今後の人口減少に伴って減少していくことを踏まえると、県庁の組織力を高めるためには、職員の能力やモチベーションを向上させることが必要です。

組織のパフォーマンスは、職員一人一人のモチベーションに大きく左右されるため、各職場において仕事に取り組む公的、私的な動機（トータル・モチベーション）を多面的に分析検討し、定期的に点検します。

もとより和歌山県民は、新しい長期総合計画でも示されているとおり²、進取の気性を持ち、どんな人でも温かく受け入れる人間性を有しており、職員にもその気質が当然に内在します。職員がこのような「紀州人の心」を誇りに思い、何事にも自ら進んで取り組んでいく姿勢を組織文化として醸成します。

また、職員のモチベーションを高めるため、指示待ち型ではなく、自律的に考え、能動的に課題解決に取り組む職員について高く評価する仕組みを構築していきます。

職員の能力の向上については、個々の職員の得意分野を伸ばす方向で取り組みます。

例えば、事務処理能力に長けている職員は、今後、大きく進む技術革新をいち早く活用できるよう、業務フロー作成能力やプログラミングを含めた情報処理の能力、リスクを逡減するための内部統制の能力等を高めていきます。

また、他者と調整することに長けている職員は、(2)で示すように、今後、県庁以外の多様な主体との協働が鍵となることから、積極的に議論し合意形成に導く力や、プロジェクトに他者を巻き込む力といった、ファシリテーション能力等を身に付けられるよう職員研修等に取り組んでいきます。

² 長期総合計画 第1章 第3節1. (2)進取の気性の県民性 に記載「醤油、かつお節、古式捕鯨などの発祥地に住む和歌山県人は、新しい技術を生み出す豊かな発想力と、それを全国各地に伝える積極性を備えるなど、進取の気性に富んだ県民性をもつといわれています。」「和歌山県の人々は、全国から集う熊野参詣の人々を「浄不浄、信不信等を問わず」受け入れてきたことで示されている心温かさを有しており、古くからの奉仕・慈善の徳目を重視する風土で育まれています。」

さらに、職員が能力を十分に発揮するためには、仕事だけではなく家庭や地域生活にもきちんと向き合える環境が必要です。子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるようワークライフバランスの取組の充実を図っていきます。

(2) 県庁以外の多様な主体との協働

長期総合計画に掲げた和歌山県がめざす将来像は、県庁だけで実現させることは困難であり、地域住民、市町村、企業、大学、関係団体、NPO等の多様な主体とめざすべき方向性を共有し、目標実現に向けてそれぞれの役割を明確化し、主体的に参画できるよう促すことが必要です。

このため、内部事務の効率化等で生み出した人力を、多様な主体との協働に要する時間に振り向けるなど、これまで以上に外部の様々な主体との対話に取り組んでいきます。

その際には、県職員が積極的に議論を引き出し、論点整理を行うなどファシリテーターとしての役割も担えるよう、必要な能力育成にも取り組んでいきます。

将来的には、多様な主体との協働が図られているかどうかを客観的にチェックできるように、その方法について研究していきます。

3 基金・特別会計・外郭団体等の取組フレーム

前掲の「取組方針1「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」のための取組フレーム（3）財政運営」では、県の一般会計について今後5年間の取組フレームを位置付けたところですが、この他にも、県が設置する基金、特別会計及び県の外郭団体等の運営が悪化することにより、一般会計の健全性に大きな影響を与えることが考えられます。

このため、すべての基金・特別会計・外郭団体等について、現状を検証し、対策をまとめました。（資料1「基金・特別会計・外郭団体等の現状と対策等」）

検証結果として、対策に位置付けた取組を着実に推進することで、今後5年間に一般会計の健全性に大きな影響を与えることは想定されませんでした。しかし、解決までに長期間を要する困難な課題を抱えている団体等もあり、引き続き、定期的なモニタリングや経営改善指導等を徹底していくものとします。

第3 おわりに

新たな長期総合計画に掲げる和歌山県がめざす将来像を実現するとともに、将来にわたる持続可能な行財政運営の確保の両立を図るため、平成33年度までの行財政運営の取組フレームや組織力向上のための取組フレーム等を位置付けた本プランを策定しました。

財政収支見通しにあたっては、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」など一定の条件をもとに見込んでいますが、不透明な要素があるため、毎年度、当初予算編成に合わせて収支見通しを更新し、継続的に財政状況を検証していくこととします。

その際、更新された収支見通しが急激に悪化する懸念があれば、取組を更に強化するとともに、それ以外の取組についても検討し、財政の健全性の確保に努めるものとしていきます。

現在、世界的にも社会経済情勢が大きく揺れ動くおそれがあり、日本国内でも抜本的な構造改革が推し進められる状況の中、本県を取り巻く環境は先行き不透明です。また、本プランを推進し、健全な財政運営を行ったとしても、依然、歳入を交付税や県債に依存している状況であり、将来に向け、より足腰の強い行財政基盤を構築していくことが必要です。

このため、先の取組のほか歳入確保の推進など不断の行財政改革の取組を進めるとともに、地方税財源の確保・拡充を国へ働きかけながら、安定的な財政運営を図っていきます。

なお、本プランで想定していない状況、例えば、社会保障制度の改変によって急激に地方負担が増加するなど、社会状況に著しい変化が生じた場合には、人件費を含めた更なる歳出削減や歳入確保の取組を検討するなど、臨機応変に本プランの見直しを行うこととします。

【資料 1】 基金・特別会計・外郭団体等の現状と対策等

基金、特別会計及び外郭団体等については、新行財政改革推進プラン（改定版）（以下「改定プラン」という。）において、その健全性と一般会計に与える影響等について検証を行い、対策を検討してきたところです。本プランを策定するにあたっては、引き続き、取組期間中に悪影響を及ぼす要因等について総合的に検証し、対策等を位置付けました。

1 一般会計に属する基金

- ・各基金が枯渇により一般会計の負担とならないか、残高が多額すぎないかを検討
- ・「土地開発基金」は県の保証債務を弁済する事態が生じた際の臨時特例的備え

各基金は年度を超えて特定の事業等に充てるため保有していますが、これらの基金がその設置目的のための取崩しにより枯渇することがないか、最近の残高推移に基づき検討を行いました。

なお、一般会計の基金については、（１）経常的に設置されている基金と（２）臨時特例的に設置されている基金に分類することができるため、以下、この分類に沿って検討を加えていきます。

（１）経常的に設置されている基金

一般会計には財源確保のため有効活用することとした「地域振興基金」及び「整備基金」を除き 23 の基金が経常的に設置されています。それらの平成 27 年度末における残高、基金造成の主たる原資及び基金の設置目的・用途を次表に示します。

これらの基金は、用途がかなり限定的であること、基金残高に対し取崩額が少額であること、または原資の追加が法律等に基づき継続的になされることから、当面底をつくことはなく一般会計の負担となるものではありません。

しかし、「産業開発基金」は企業誘致が進めば、「研究開発推進基金」は企業等への開発支援を行えば、基金残高はその取崩により減少することになりますが、これらは県として積極的に取り組んでいる施策であるので、必要に応じ一般財源から積み立てを行うこととします。

経常的に設置されている基金（23基金）一覧

（単位：百万円）

名称	基金残高 (H27年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途
福祉対策等基金	9,902	超過課税・ 交付税・寄付金	福祉施策等の充実を図るための医療費助成等の 財源
文化振興基金	-	一般財源・寄付金	文化の振興を図るための財源
研究開発推進基金	442	一般財源	県試験研究機関及び県内中小企業等の研究活動 の財源
自然保護基金	182	一般財源	自然環境保護を図るために必要な土地の買取り 等の財源
こどもの交通安全基金	18	寄附金	児童の交通災害の防止のための設備整備等の財 源
災害救助基金	388	一般財源	災害救助法に基づく災害救助物資の備蓄
愛の基金	110	寄附金	社会福祉のための財源
介護保険財政安定化基金	1,280	国庫支出金	市町村介護保険財政の安定化を図るための資金 の貸付等の原資
地域医療介護総合確保基金	2,941	国庫支出金・ 一般財源	地域における医療及び介護の総合的な確保を推 進するための原資
国民健康保険広域化等支援基金	503	国庫支出金・ 一般財源	市町村国民健康保険事業運営の広域化及び保険 財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
後期高齢者医療財政安定化基金	2,346	国庫支出金・ 一般財源・負担金	後期高齢者医療の保険財政の安定化を図るため の資金の貸付等の原資
国民健康保険財政安定化基金	180	国庫支出金	国民健康保険の財政の安定化を図るための資金 の貸付等の原資
産業開発基金	2,188	一般財源	企業誘致を促進するための誘致企業に対する助 成等の財源
企業立地促進資金貸付基金	897	国庫支出金	発電用施設周辺における企業立地を図るための 融資の原資
中山間ふるさと・水と土保全基金	1,117	国庫支出金・ 一般財源	中山間地域の環境改善を図るために行う農業用 施設や農地を守る運動等の財源
森林整備担い手基金	834	交付税	林業労働者の社会保障の充実と林業労働環境の 整備の財源
森林整備地域活動支援基金	264	国庫支出金	森林保全等の財源
紀の国森づくり基金	480	超過課税	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造 を図るための森林関係事業の財源
ふるさと和歌山応援基金	61	寄附金	元気なふるさと和歌山を創造するために実施す る事業に要する経費の財源
青少年文庫基金	40	寄附金	青少年文庫を設けるための財源
土地開発基金	17,850	交付税	公共用地の先行取得の原資
地域環境保全基金	1,342	国庫支出金・ 寄附金	地域環境の保全や地球温暖化に関する普及啓発 の財源
スポーツ振興基金	-	寄附金	県民のスポーツ振興を図るための財源

他方、これら 23 の基金について、残高が多額すぎないか、ということについても、それぞれの基金の設置目的や積立原資、予定される使途・事業から検証を行いました。次の「土地開発基金」及び「地域環境保全基金」以外は、適切な範囲にあります。

「土地開発基金」については基金残高が多額ですが、この基金は事業の円滑な執行に向けた土地の先行取得のために設置されたものであり、当面、設置目的のための使用が想定されないとしても、和歌山県土地開発公社の加太開発事業借入金に対する県の保証債務を弁済する事態が生じた場合における臨時特例の備えとする余地があることから、引き続き残しておくことが必要です。

また、「地域環境保全基金」において、条例上定額で運用すべき 4 億円を除く部分は、前の改定プラン時に充当事業を決めていましたが、この事業の今後の実績次第では残余が生じる見込みもあることから、本プラン期間中に、他の環境保全関連施設整備への充当を検討します。

(2) 臨時特例的に設置されている基金

国庫支出金を原資に設置された基金で平成 29 年度以降も事業の財源として活用される 4 基金について、平成 27 年度末における残高、基金造成の主たる原資、基金の設置目的・使途及び事業期限（予定）を次表に示します。

臨時特例的に設置されている基金（4基金）一覧

（単位：百万円）

名 称	基金残高 (H27年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途	事業期限 (予定)
地方消費者行政活性化基金	19	国庫支出金	消費生活相談窓口の機能強化などの財源	平成29年度末
子育て支援対策臨時特例基金	609	国庫支出金	子どもを安心して育てることができる体制の整備のための財源	平成29年度末
地域医療再生臨時特例基金	724	国庫支出金	医療機能の強化や医療従事者の確保など地域の医療課題を解決するための財源	平成29年度末
農業構造改革支援基金	614	国庫支出金	農用地の集団化、効率化及び高度化等を図るとともに農業構造の改革を進めるための財源	平成36年度末

これらの基金は、国の方針等を受け、定められた使途により事業を実施するためのものであることから、事業期限内に効果的に事業を行い有効に活用することとします。

また、子育て支援対策臨時特例基金のように事業期限が到来したとしても、事業の継続が必要と判断されるものについて、引き続き国の責任において施策を継続するよう働きかけ、地方に負担が転嫁されないよう求めていきます。

2 特別会計

・一般会計からの繰入金割合が高いもの、県債残高が多額に上るものについて検討

○公営企業会計

- ・ 県営港湾施設管理特別会計
- ・ 流域下水道事業特別会計
- ・ 県立こころの医療センター事業会計
- ・ 土地造成事業会計

○貸付事業会計

- ・ 中小企業振興資金特別会計

○その他会計

- ・ 公債管理特別会計
- ・ 用地取得事業特別会計

一般会計とともに、特別会計についても、一般会計からの繰入金割合が高くないか、県債残高が多額に上っていないかなどを視点に、その健全性について検討を行いました。

県が設置している特別会計は、

- (1) 県が行う公営企業を経理する会計（以下「公営企業会計」という。）
- (2) 県が行う貸付事業を経理する会計（以下「貸付事業会計」という。）
- (3) その他の特定の収支を他と区分して経理する会計（以下「その他会計」という。）

に分類することができるため、以下、この分類に沿って検討を加えていきます。

(1) 公営企業会計

公営企業会計に分類されるものは、5 会計があり、各会計の名称と平成 27 年度決算における主要な財政指標は以下のとおりです。

なお、企業会計を導入していない会計（2 会計）と導入している会計（3 会計）では、用いるべき財政指標が異なることから、表を分けて示します。

公営企業会計については、当該企業の経費は原則として当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てるという独立採算の原則（地方財政法第 6 条）が定められています。

工業用水道事業会計については、県債残高もなく、事業にかかる総費用は総収入で賄われているため、特段の問題はありません。

一般会計からの繰入金（又は総収益）に占める割合が高い会計及び県債残高が多額に上っている会計（県営港湾施設管理特別会計・流域下水道事業特別会計・県立こころの医療センター事業会計・土地造成事業会計）について

は、財政構造が持続可能かの検討を加えた結果、次のとおり対処することとします。

【企業会計を導入していない公営企業会計の財政状況（平成27年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計からの繰入金 (平成28年度決算見込み)
県営港湾施設管理特別会計	647	610	37	1,606	105	-
流域下水道事業特別会計	2,312	2,173	95	11,293	826	869

※「実質収支」とは、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度への繰越事業に係る財源を差し引いた額であり当該年度の実質的な収支を表すものである。

【公営企業会計を導入している公営企業会計の財政状況（平成27年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	総収益	総費用	不良 債務	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計からの繰入金 (平成28年度決算見込み)
県立こころの医療センター事業会計	2,658	2,607	-	4,907	683	784
工業用水道事業会計	840	691	-	-	-	-
土地造成事業会計	518	606	-	6,491	157	157

※「不良債務」とは、一時借入金などの流動負債が現金などの流動資産を超えた場合のその超過額であり、その会計の資金繰りの状況を示すものである。

① 県営港湾施設管理特別会計

【現状】

県営港湾施設管理特別会計は、海上輸送による流通の促進等を図るため、県債等によりふ頭用地、上屋等の港湾施設の整備を行い、港湾利用者からの港湾施設使用料をもって県債の償還を行うために設けられています。

現在は港湾施設の利用の伸び悩みもあって、一般会計からの繰入金が生じているところですが、平成27年度決算における繰入金は、平成22年度と比べ、約0.6億円減少しています。

また、県債の償還額は平成21年度を境に減少に転じているため、今後もさらに収支の改善が図られる見通しです。

【対策】

引き続き管理経費の節減に努めつつ、内航フィード輸送の拡大や積極的なポートセールス活動を実施するなど魅力ある港湾運営を行い、安定した歳入確保と港湾の利用促進を図り、平成31年度には一般会計からの繰入れが解消されるよう努めていきます。

② 流域下水道事業特別会計

【現状】

流域下水道事業特別会計は、伊都地域と那賀地域において県が市町に代わり広域的に行う下水道事業を經理するものであり、施設整備に係る県の実負担額と施設の維持管理費は、汚水の量に応じて市町から徴収する負担金で回収することとしています。

現在、伊都地域及び那賀地域ともに流入水量の増加に伴い、施設を段階的に増設または改修しており、当面は、施設整備にかかる県債の償還のために一般会計からの繰入金が増加しています。

市町が実施する管渠の整備に伴い下水道利用者が増加し、下水道事業が軌道に乗ってからは、市町から徴収する負担金で県債の償還を行うとともに、過去の一般会計からの繰入金を一般会計へ返還する計画となっています。

【対策】

公営企業会計を平成 31 年度までに導入した上で新たな経営計画を策定し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいきます。

今後も、下水道事業に係る経費のより一層の節減を図るとともに、関係市町と連携して下水道への接続率を向上させることによって、県債の計画的償還に努めていきます。

③ 県立こころの医療センター事業会計

【現状】

県立こころの医療センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき都道府県に設置が義務付けられている精神科病院です。

県立こころの医療センター事業会計においては、収入の 4 分の 1 程度を一般会計からの繰入金で賄っていますが、この繰入は、救急医療の確保に要する経費や病院建設に伴い借り入れた県債の償還金について、一般会計が負担すべきものとして一定の基準によって算定した金額の範囲内で行っています。

なお、平成 27 年度の一般会計繰入金は、平成 22 年度に比べ約 2.3 億円減少していますが、患者の早期地域移行の観点から入院患者の減少傾向による医業収益の悪化が懸念され、一般会計繰入金の増加に繋がる可能性があります。

【対策】

新公立病院ガイドラインに基づき新たに策定する中期経営計画において、経営効率化などの視点から合理化を徹底した上で、病院機能の強化を図り、一般会計繰入金の一層の縮減に努めていきます。

④ 土地造成事業会計

【現状】

土地造成事業会計は、工業用地等の造成を行うことにより企業を誘致し、地域の活性化を促進する土地造成事業を経理するものです。この事業による造成地には石油精製や木材関係の事業者などが進出しており、本県産業の発展に重要な役割を担ってきました。

用地の売却や定期借地権の活用により県債残高の縮減を図っており、平成 27 年度末の県債残高は約 65 億円となり、平成 22 年度末残高より約 38 億円減少しました。

【対策】

今後とも企業誘致を積極的に推進し、用地の売却を進めることで第 3 次中期経営計画に沿って県債残高の縮減を図っていきます。

なお、地価下落に伴う評価損が発生していることから、将来の資金不足の発生に備えて、平成 40 年度までの間、一般会計からの繰入を計画的に行っています。ただし、今後の地価下落などの環境変化により資金不足が拡大するおそれがあり、平成 31 年度の中期経営計画更新時においては収支状況の更なる注視が必要となります。

(2) 貸付事業会計

貸付事業会計に分類されるものは、5 会計あり、各会計の名称と平成 27 年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

【特別会計の財政状況（平成27年度決算）】

(単位：百万円)

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備 考
農林水産振興資金特別会計	1,143	220	923	171	-	
中小企業振興資金特別会計	1,033	416	617	5,906	-	未収金 85億円
母子父子寡婦福祉資金特別会計	122	112	10	448	10	
修学奨励金特別会計	248	241	7	-	-	
市町村振興資金特別会計	3,165	973	2,192	-	-	

5 会計共に実質収支は黒字であり、現時点においてその点では特段の問題はありません。

県債残高が多額に上っている「中小企業振興資金特別会計」については、次のとおり対処していきます。

① 中小企業振興資金特別会計

【現状】

中小企業振興資金特別会計は、中小企業等に対する資金の貸付金の管理を行う会計であり、県債残高が多額となっておりますが、平成 22 年度決算よりも約 19 億円減少しています。この県債は中小企業等への貸付金の原資として中小企業基盤整備機構等から借り受けた債務であり、その償還には中小企業等からの返済金が充てられることから、原則として一般会計からの更なる支出を要するものではありません。

他方、同会計の未収金残高は 85 億円程度で推移しており、依然多額です。

【対策】

未収金の債権管理については、中小企業基盤整備機構が定めた方針「都道府県の債権管理に関する対応方針」に従い、延滞債権を貸付先の経営状況や見通しを踏まえ、「回収処理を進めていく先」と「事業再生を支援していく先」とに分類し、債権整理を進めています。さらに、事業継続や再生の困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行ったり、償還に誠意のない組合に対しては法的処分をするなど、今後も、適切な債権管理に努め、県債残高及び未収金残高の縮減を図っていきます。

(3) その他会計

その他会計に分類されるのは5会計あり、各会計の名称と平成27年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

【特別会計の財政状況（平成27年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備 考
職員住宅特別会計	220	199	21	-	-	
自動車税等証紙特別会計	1,441	1,441	-	-	-	
用地取得事業特別会計	93	92	1	1,451	-	
公債管理特別会計	103,740	103,740	-	-	77,462	
県営競輪事業特別会計	11,227	10,858	369	-	-	

5会計ともに実質収支に現時点で特段の問題はありません。

なお、県債残高が多額に上っている「用地取得事業特別会計」は、県が施行する公共事業等に備え用地の先行取得等を行い、一時的な費用の立て替えを経理する会計です。用地の先行取得に伴い県債残高が増加するものの、公共事業等が実施される時点で一般会計等による買い戻しが行われ、その収入をもって返済することとなっており、特に問題となるものではありません。

また、一般会計からの繰入金が多額である「公債管理特別会計」は、一般会計又は他の特別会計からの繰入金を財源として県債の償還及び利子等の支払いを行うためのものであり、問題となるものではありません。

(4) 特別会計に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、一般会計の基金と同様の検討を行いました。特別会計に属するすべての基金の名称と平成 27 年度末の残高等は次表のとおりです。

【基金残高（平成27年度末決算額）】

（単位：百万円）

名 称	基金残高	主たる原資	基金の設置目的・使途
県債管理基金（公債管理特別会計分）	72	一般財源	短期県債の公債費償還の財源
県営競輪施設整備等基金	1,366	収益金	競輪場の施設整備及び競輪事業の健全経営に要する経費の財源
県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	169	使用料	県営港湾施設財産の減価償却の財源
和歌山下津港環境整備等基金	19	使用料	和歌山下津港の環境整備等の財源

これら 4 基金は、いずれも使途がかなり限定されるため、直ちに枯渇することはありません。

一方、基金の設置目的を実施していくために適正な残額を保有しておくことが必要です。

特に、多くの基金残高を維持している「県営競輪施設整備等基金」については、平成 21 年度以降、競輪場の耐震改修工事に活用されていますが、工事終了後も約 6 億円の基金残高を確保する見込みです。この残高については、経営状況の悪化等に備えて、引き続き積み立てておくことが必要です。

3 外郭団体等

・県財政への影響が懸念される、多額の債務超過にある団体や債務保証・損失補償が多額に上る団体について今後の対策を検討

県土地開発公社、一般社団法人わかやま森林と緑の公社、^{もり}県住宅供給公社

県では、その長い治績の中で各種の外郭団体を設立して、行政に属する諸活動を担わせてきました。本プランの策定にあたって、これら外郭団体が県の一般会計の持続可能性を阻害することがないかを再確認することが必要です。

外郭団体の名称と平成27年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

次表の外郭団体のうち大半の団体は、改定プラン策定時と同様、資産が負債を上回っており、そのような団体は、仮に事業継続が困難になり、直ちに清算したとしても、県財政に大きな影響を与えることはありません。

このうち、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）と公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）については、県からの貸付金が多額になっています。

産業振興財団について、貸付金の大部分は産業振興財団が造成する「わかやま中小企業元気ファンド」及び「わかやま農商工連携ファンド」の原資となっています。

これらのファンドは産業振興財団において確実な方法で運用・管理されているとともに、その運用益のみを中小企業や農林漁業者の活性化に資する事業に活用し、かつ現在のところ順調に回転しているので、県からの貸付金が目減りするものではありません。

県立医科大学に対する貸付金については、附属病院の診療備品等の購入・更新に対するものであり、これらは診療報酬により計画的に県に返済されるため、健全な病院運営を行っている限り、問題になるものではありません。

しかし、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債務超過となっており、一般社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されなかったり、保証債務や損失補償の履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性があります。

そこで、これらの団体については引き続き、以下のとおり対策を講じていきます。

また、これらの団体以外の団体についても、県の一般会計への影響が懸念される事態が見受けられる場合は速やかに対策を講じることとします。

外郭団体の財政状況（平成27年度決算）

（単位：百万円）

名称	資産	負債	資本又は 正味財産	出資 額等	県からの 補助金・ 交付金	県からの 貸付金の 残高	県の保証 債務・損 失補償債 務の残高
和歌山県土地開発公社	29,972	49,319	▲19,347	50	76	13,314	23,061
和歌山県住宅供給公社	200	549	▲349	5	3	424	-
公益財団法人和歌山県国際交流協会	635	12	623	200	-	-	-
一般社団法人和歌山県私学振興基金協会	434	138	296	132	-	-	-
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	432	18	413	157	32	-	-
公益財団法人和歌山県救急医療情報センター	56	46	10	5	-	-	-
公益財団法人わかやま移植医療推進協会	59	-	59	26	-	-	-
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	325	165	160	9	7	-	-
公益財団法人わかやま産業振興財団	11,790	10,328	1,462	5	271	8,300	-
公益財団法人和歌山地域地場産業振興センター	281	37	244	5	-	-	-
一般財団法人和歌山県勤労福祉協会	36	25	11	3	-	-	-
ウインナック株式会社	650	561	89	20	-	-	-
公益財団法人和歌山県農業公社	431	264	167	1	26	224	21
公益社団法人畜産協会わかやま	272	66	207	15	-	-	-
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	15,405	15,324	81	10	32	9,336	3,634
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	1,293	60	1,233	931	-	-	-
公益財団法人和歌山県下水道公社	193	149	44	13	-	-	-
南紀白浜空港ビル株式会社	510	43	467	150	-	-	-
公益財団法人和歌山県文化財センター	210	174	36	10	5	-	-
公益財団法人和歌山県水上安全協会	327	1	326	321	-	-	-
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	938	22	915	709	-	-	-
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	57	35	23	30	55	-	-
公益社団法人和歌山県観光連盟	189	86	103	-	113	-	-
公益社団法人和歌山県体育協会	652	17	635	-	565	-	-
公立大学法人和歌山県立医科大学	67,180	13,378	53,802	59,297	4,364	2,852	-

※ ここで、外郭団体とは、出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱第2条で定める「出資等法人」（県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人）及び公立大学法人和歌山県立医科大学をいう。

(1) 和歌山県土地開発公社

【現状】

和歌山県土地開発公社は、道路など公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立されました。昭和61年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画したが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成15年、当該事業に係る金融機関からの借入金約438億円の返済期限が到来しました。このため、土地開発公社が特定調停の申立を行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定(※)」が行われました。

※調停に代わる決定

公社の金融機関からの借入金438億1,530万円を平成16年9月30日から平成45年3月31日にかけて長期的に弁済するスキーム。平成36年1月31日まではコスモパーク加太の公社保有地の一部を県が賃借し、公社は県から賃料を原資として20年間で65億1,530万円(平成28年3月31日現在19億42百万円)を金融機関に返済する。残る373億円(平成28年3月31日現在322億63百万円)は、平成36年2月1日以降、土地の売却収入により返済することとされており、県はこのうち265億円(平成18年10月の一部繰上償還により230億61百万円に減少)を債務保証している。

【対策】

現在、この決定に基づき計画的に借入金の償還が行われているところであり、この決定に従っている限り、多額の債務保証の履行等に見舞われることはありません。この土地を現状のまま置いておくことは県経済にとってもマイナスであるので、引き続き企業誘致等により土地の利活用を推進していくものとします。その際には、時として、金融機関との調整、場合によっては、上記決定そのものの変更が必要となる可能性もあるが、その時々^りの県の財政状況と土地の利活用による雇用拡大等の便益などを比較考量しつつ対応していきます。

また、保有地の売却を積極的に進めるなど、引き続き経営健全化に向けた取組を行うよう、公社を指導していきます。

(2) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

【現状】

一般社団法人わかやま森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林又は育林をして、その利益を所有者と分けあう分収林事業を主に運営しています。その経費については、日本政策金融公庫から借入を行い、木材売却益を償還財源とする予定でありましたが、長年の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望

めなくなっています。

一方、国策に沿って借りた日本政策金融公庫からの借入金の返済を求められており、これについて県から支援を行っています。

【対策】

当面は、分収林経営改善計画に基づき、分収林契約の期間延長を伴う長伐期化を進めながら施業の集約化等の生産コスト縮減を図り、利用間伐を推進するとともに、分収割合の見直しに取り組み、将来、伐採木の売却益により借入金の返済を行うことができるよう引き続き公社を指導していきます。

また、国に対し、県にのみ負担を押しつけている現状を改め、本件問題の解決を責任もって行うよう訴え続けます。

(3) 和歌山県住宅供給公社

【現状】

和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体であるが、地価下落の影響による簿価切り下げ等の結果、債務超過の状態が継続しており、平成 27 年度決算においても依然として約 3.5 億円の債務超過となっています。

現在は、公営住宅管理が主要業務であり、県営住宅の管轄では、管轄担当区域を和歌山市に加え有田地域、伊都地域に拡大するほか、定住支援住宅管理機構の運営受託などにも取り組み、収益確保に努めています。

【対策】

今後は、公営住宅において入居者の募集・決定業務等を行う管理代行が可能な公社の強みを発揮し、県以外の市町村営住宅管理の受託をめざすなど新たな対策を取り、県からの借入金を着実に返済し、経営健全化に向けた取組を行うよう公社を指導していきます。

また、公社の財政状況に留意しつつ、廃止も含めた公社のあり方を検討していくこととします。

4 その他の県が出資・出捐を行っている団体

上記の外郭団体にはあたらないものの県から出資・出捐を行っている団体について、財政的関与が多額に上るわけではなく、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではないが、引き続き、行財政運営を阻害しないよう継続的に見直しを行っています。

【資料 2】 前プラン（新行財政改革推進プラン（改定版））の実績

- ・新たな行政需要（紀伊半島大水害からの早期復興、わかやま国体・大会開催など）に適切に対応しつつ、行財政改革の取組を推進し、概ねプランに掲げる方針を上回る成果を達成
- ・財政収支不足額はプラン想定以上に改善（▲85 億円→ゼロ）
- ・財調・県債基金残高は、プラン想定以上を確保（100 億円→219 億円）

長期総合計画(平成 20 年 4 月策定)が掲げる将来像を実現するとともに、近い将来、財政再生団体への転落が不可避と想定されていた財政状況を持続可能な財政構造に転換するため、平成 20 年 3 月に「新行財政改革推進プラン」を策定しました。

その取組途上の平成 23 年、本県は紀伊半島大水害による甚大な被害を受けました。

この大規模災害からの早期復興や平成 27 年に開催が決定した紀の国わかやま国体・大会など、当時のプランでは見込んでいなかった新たな行政需要に適切に対応するため、プラン取組期間途中の平成 24 年 3 月、新たに平成 24 年度から 28 年度を取組期間とする「新行財政改革推進プラン（改定版）」（以下「改定プラン」という。）を策定しました。

改定プランでは、新たな行政需要に適切に対応するために、必要なマンパワーを織り込んだ上で、簡素で効率的な体制の構築に努めるとともに、将来発生が見込まれる多額の財政需要にも適切に対応し、さらに不測の事態に備え、財調・県債基金残高 100 億円を堅持することとしました。

（1）職員数の見直し

改定プランの主な取組の 1 点目は、職員数の見直しです。

職員数については、平成 28 年 4 月 1 日までに一般行政・公営企業等部門で 40 人削減、教職員・警察官の特別行政部門で 310 人削減を位置付けました。

平成 28 年 4 月 1 日時点の増減数は、一般行政・公営企業等部門では、改定プラン策定時に見込んでいなかったフルタイム再任用制度が導入されたこともあり、結果として平成 23 年 4 月 1 日時点と同数となりました。ただし、全国の削減率は 1.9%であり本県よりも削減が進んでいる状況です。

一方、特別行政部門（教育・警察）では、446 人削減であり、全体の職員数をみると全国の削減率が 1%のところ、本県の削減率はそれを上回る 2.9%となりました。

職員数の推移

(単位:人)

部門	H23.4.1職員数	H28.4.1職員数	増減数	
一般行政・公営企業等部門	3,746	3,746	0	0.0%
特別行政部門(教育・警察)	11,770	11,324	▲ 446	▲ 3.8%
合計	15,516	15,070	▲ 446	▲ 2.9%

総務省定員管理調査より

人員削減等の結果、経常人件費も逡減傾向にあり、平成 23 年度当初予算時の経常人件費は 1,298 億円となっていました。平成 29 年度の当初予算では、1,209 億円となっており、経常人件費が約 90 億円抑えられています。また、平成 28 年度当初予算における退職手当を除く人件費の歳出総額に占める割合をみると、全国平均 23.7%に対し、本県 21.7%となっており、全国で 12 番目の低さです。(骨格予算を除く 46 都道府県で比較)

(2) 事務事業の一層の見直し

改定プランの主な取組の 2 点目は、事務事業の一層の見直しです。

事務事業の見直しについては、各年度 12 億円程度の見直しを行い、4 年間の累計で 120 億円を改善する計画としていました。

これに対し、平成 23 年度に全庁約 1,260 事業の事務事業評価による総点検を行い、平成 24 年度から平成 27 年度にかけて平均約 100 事業、約 12 億円の見直しを行い、プランの目標額 120 億円に対し、累計約 120.7 億円の改善を行いました。

事務事業の一層の見直し

(単位:億円)

改定プラン 目標	H28まで 累計	比較	参考			
			H24→H25	H25→H26	H26→H27	H27→H28
120	120.7	0.7	12.7	12.1	11.7	10.2

(3) 特定目的基金の有効活用

改定プランの主な取組の 3 点目は、特定目的基金の有効活用です。

財調・県債基金を除き、経常的に設置されている 24 の特定目的基金のうち、「地域振興基金」(市町村と共同して行う施設整備等の財源)や「県庁舎及び議会棟等整備基金」(耐震や防災対策工事などの財源)については、財政収支の改善を図る財源対策として、その設置目的を踏まえ、4 年間で 40 億円の積極

的活用を図る計画としていました。

これに対し、特定目的基金の設置目的に合致する事業の財源として、「地域振興基金」を主にホテルや旅館等の大規模建築物の耐震改修事業の財源とするなど約 65.4 億円を活用し、一般財源の充当を抑制しました。

特定目的基金の有効活用

(単位:億円)

改定プラン 目標	H28まで 累計	比較	参考			
			H24→H25	H25→H26	H26→H27	H27→H28
40	65.4	25.4	7.9	10.1	36.5	10.9

(4) 未利用財産の売却など歳入確保の推進

改定プランの主な取組の4点目は歳入確保の取組です。

主な歳入確保策として、県有未利用財産の状況把握と効率的な利用に努め、売却可能な財産から、順次インターネットオークションを活用し売却を行うことや、ふるさと和歌山応援寄附金の納付方法の拡充など、寄付者の利便性向上を図り案内周知に努めることにより歳入確保の推進を図りました。

その結果、売却可能な県有未利用財産について、H27年度までに約4.1億円を確保しました。また、ふるさと和歌山応援寄附金について、和歌山らしさをアピールする使途・事業内容の設定や返礼品の充実のほか、クレジットカードや全国の郵便局からの納付を可能とする収納環境整備などによりH27年度までに約1.1億円の歳入を確保しました。

歳入確保の推進

(単位:億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
県有未利用財産の売却	0.35	0.45	2.73	0.57	4.1
ふるさと和歌山応援寄附金の確保	0.17	0.18	0.22	0.51	1.08
合計	0.52	0.63	2.95	1.08	5.18

(5) 総括

このような行財政改革の取組を進めた結果、改定プランの成果として、平成27年度及び平成28年度の当初予算で収支不足額をゼロとするとともに、平成28年度には、基金残高見込み100億円の想定額を大幅に上回る219億円を確保しました。

①収支不足の状況

(単位: 億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
改定プランによる想定収支不足額	17	9	6	0	85
当初予算収支不足額	17	9	6	0	0
成果額	0	0	0	0	85

※収支不足額…歳出額から歳入額を差し引いた後、退職手当債や行政改革債による財源手当を行った後の額

②財調・県債管理基金の年度末残高

(単位: 億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
改定プランによる各年度末基金残高見込	200	191	185	185	100
当初予算時における年度末基金残高見込	200	208	212	218	219
成果額	0	17	27	33	119

以上のような行財政改革の取組の成果と国の経済対策による交付金の積極的・効果的な活用等により、改定プランの取組期間において財政の健全性を確保し着実に財政状況を改善しました。

(参考) 収支見通し (H29~33年度) の試算の前提条件等

I 収支見通しの試算の前提条件

この試算は、本県の今後5年間の一般会計に係る収支の見通しについて、平成29年度当初予算を起点として機械的に算出したものである。

試算結果は、中期的視野で行財政運営を行う上での検討材料となるものであり、実際の予算編成においては、その時々々の社会経済情勢や国の制度改革の動向などにより変化するため、試算の前提や結果は幅を持って理解すべきものである。

1 経済前提 「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月25日：内閣府作成)におけるベースラインケース

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
名目成長率	2.5%	1.7%	1.9%	1.8%	1.4%
名目長期金利	0.0%	0.4%	0.9%	1.4%	1.6%

2 歳出

○ 人件費

経常人件費については、本プラン中「第2 取組方針(1)人員体制」における「期間中の削減目標」を反映。

退職手当については、現在の年齢別職員数等に基づき推計。

○ 公債費

既発債については、現在の償還計画に基づいて計上。

新発債については、「3 歳入」における県債発行額から推計。

○ 投資的経費

事業計画等により現時点で事業費を見込むことが可能な大規模事業については、個別に積み上げ。

その他の事業については、原則平成29年度当初予算と同額で推計。

○ 社会保障関係経費

平成29年度当初予算をベースに、近年の決算伸率などを参考に推計。

消費税率引上げ(H31年10月)による増収分を推計し、その一定割合を社会保障の充実分として計上。

○ その他支出

事業計画等により現時点で事業費を見込むことが可能な大規模事業については、個別に積み上げ。

税関係交付金(諸支出金)については、「3 歳入」における県税に連動して推計。

その他の事業については、原則平成29年度当初予算と同額で推計。

3 歳入

○ 県税

名目成長率×弾性値1.1を県税の伸び率と仮定して推計。

その他、消費税率引上げ(H31年10月)など現時点で決定済みの税制改正項目を反映。

○ **地方交付税・臨時財政対策債**

国経済・財政再生計画において「地方一般財源の総額について、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保」とされていること及び県税収入・基準財政需要額の今後の見通し等から推計。

○ **国庫支出金**

現行制度をベースに、「2歳出」における人件費、投資的経費及び社会保障関係経費等に連動して推計。

○ **県債**

現行制度をベースに、「2歳出」における投資的経費等に連動して推計。

○ **その他収入**

地方消費税清算金等については、県税と同様の考え方により推計。

基金繰入金等の特定財源については、現行制度をベースに「2歳出」に連動して推計。

その他については、原則平成29年度当初予算と同額で推計。

II 財政健全化判断4指標の試算の前提条件

この試算は、今後5年間の収支見通しの推計結果を基に、一定の条件を設定の上、機械的に算出したものである。

○ **標準財政規模**

収支見通しにおける各年度の県税、譲与税、地方交付税、臨時財政対策債等の数値を基に算出。

○ **実質赤字比率**

収支見通しにおける各年度の実質赤字額を標準財政規模で除して算出。なお、黒字の場合は「-」とする。

○ **連結実質赤字比率**

実質赤字額に公営企業会計における資金不足額を加えた連結実質赤字額を各年度の標準財政規模で除して算出。なお、黒字の場合は「-」とする。

○ **実質公債費比率**

収支見通しの結果を基に、各年度の元利償還金や交付税算入額等から算出した公債費の実質的負担額を標準財政規模で除した数値の3カ年平均値。

○ **将来負担比率**

収支見通しの結果を基に推計した各年度の地方債現在高・退職手当負担見込額・交付税算入見込額・連結実質赤字額等から算出した将来負担額を標準財政規模で除して算出。

【用語の解説】

■ **「収支不足額」とは、**

歳出額から歳入額を差し引いた額

■ **「最終収支不足額」とは、**

収支不足額に対し、退職手当債及び行政改革推進債による財源手当を行っても、なお不足する額

■ **「財政健全化法」とは、**

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）であり、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として以下の4つの比率を定めている。

■「**実質赤字比率**」とは、

普通会計（一般会計及び企業会計的なものを除く特別会計の総計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模（一般財源の規模）に対する比率

■「**連結実質赤字比率**」とは、

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率

■「**実質公債費比率**」とは、

普通会計が負担する公債費のうち、交付税算入額や特定財源を除く実質負担額の標準財政規模に対する比率

■「**将来負担比率**」とは、

出資法人に対する損失補償等も含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

■「**早期健全化基準**」とは、

財政悪化の早期段階として自主的かつ計画的に財政健全化を図る必要があると判断される基準であり、都道府県では、実質赤字比率が3.75%、連結実質赤字比率が8.75%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が400%と定められている。

■「**財政再生基準**」とは、

財政収支の著しい不均衡などにより自主的な財政の健全化を図ることが困難と判断される基準であり、都道府県では、実質赤字比率が5%、連結実質赤字比率が15%、実質公債費比率が35%と定められている。なお、将来負担比率については財政再生基準を設けていない。